

前橋市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の 供給の促進に関する法律施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令に定めるところによる。

(登録の申請)

第3条 法第8条の規定に基づき、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）の登録の申請をしようとする者は、法第9条第1項に規定する申請書の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

(登録の通知)

第4条 市長は、法第10条第3項の規定に基づき、同条第1項の登録を受けた者に登録の通知をするときは、様式第1号により通知するものとする。

(登録基準に適合しない旨の通知)

第5条 市長は、法第10条第4項の規定に基づき、申請者に登録の基準に適合しない旨の通知をするときは、様式第2号により行うものとする。

(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出)

第5条の2 登録事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録事業者又はその法第11条第1項第6号に規定する法定代理人若しくは同項第7号に規定する役員が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、省令第16条の3に規定する届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを市長に提出しなければならない。

(登録の拒否)

第6条 市長は、法第11条第2項の規定に基づき、法第9条第1項の申請をした者に登録の拒否を通知するときは、様式第3号により行うものとする。

(変更の登録の届出)

第7条 登録事業者は、法第12条第1項の規定に基づき、変更を届け出るときは、同項に規定する変更届出書の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

(変更の登録の通知)

第8条 市長は、法第12条第3項の登録の変更をしたときは、様式第4号により申請者に通知するものとする。

(登録簿の閲覧)

第9条 法第13条の規定に基づき、閲覧所は、都市計画部建築住宅課内に設ける。

2 登録簿等の閲覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

3 閲覧所の定期休日は、日曜日及び土曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

- 4 市長は、登録簿の整理その他の理由により必要があると認めるときは、臨時に閲覧所の休日を設け、又は第2項に規定する閲覧時間を変更することがある。
- 5 市長は、前項の規定により休日を設け、又は閲覧時間を変更する場合は、その旨を閲覧所に掲示する。
- 6 登録簿を閲覧しようとする者は、前橋市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録簿閲覧票（様式第5号）に住所及び氏名を記入しなければならない。
- 7 登録簿等は、閲覧所の外に持ち出してはならない。
- 8 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
 - (1) この要綱の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者
 - (2) 登録簿等を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者
 - (3) 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

（廃止の届出）

第10条 法第14条第1項の規定に基づき、廃止を届け出るときは、廃止の届出書（様式第6号）の正本1部及び副本1部を市長に提出しなければならない。

（指示）

第11条 市長は、法第23条第1項の規定に基づき、登録事業者に対し指示をするときは、様式第7号により行うものとする。

- 2 登録事業者は、前項により指示された場合は、速やかに登録された事項の訂正を申請しなければならない。この場合、登録事項訂正申請書（様式第8号）正本1部及び副本1部を提出しなければならない。
- 3 市長は、法第23条第2項又は第3項の規定に基づき、登録事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示する場合は、様式第9号により行うものとする。
- 4 登録事業者は、前項の規定により指示された場合は、速やかに必要な措置をとり、是正報告書（様式第10号）により市長に報告しなければならない。この場合、当該報告書の正本1部及び副本1部を市長に提出するものとする。

（登録の取消し）

第12条 市長は、法第24条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消すときは、様式第11号により登録事業者に通知するものとする。

（添付書類等）

第13条 省令第10条第2号、第3号、第4号及び第6号の書面として、様式第12号を添付するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。